積立定期預金規定

第1条 (預金契約の成立)

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

第1条の2 (預金の預入れ等)

- (1) 積立定期預金(以下「この預金」といいます。)の預入れは、一口あたり1,000円以上とします。
- (2) この預金は、自動振替のほか自動機(以下「ATM」といいます。) にて預入れもできます。
- (3) ATMの預入れについては、1回あたりの預入れ金額は、そのATMが受け入れることができる範囲内とし、ATMが現金を確認したうえで受入れの手続きをします。この場合必ず、通帳をご持参ください。

第2条 (預金の種類、期間等)

(1) この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

第3条(自動振替による預入)

- (1) 自動振替による預入れの場合は、あらかじめ当金庫所定の口座振替依頼書を提出してください。振替日、振替金額、引落し方法等は、申込時の記載のとおりとします。
- (2) 事前にATMで通帳に入金された口座でも、積立日には毎月分またはボーナス分の 振替を行います。
- (3) 振替日が休日の場合は、翌営業日に振替を行います。
- (4) 積立日、積立金額を変更する場合ならびにこの自動振替を中止する場合には、あらかじめ書面によって当金庫に届けてください。
- (5) 預金残高が掛金に満たない場合は、総合口座の貸越範囲内で引落しを行います。

第4条(自動継続等)

- (1) この預金(第8条による一部解約後の残りの預金を含む)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申出てください。

第5条 (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、次項以下に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当金庫に対してその1か月前までに通知を必要とします。
- (3) 満期日は、前項に準じて、個別口座ごとに指定してください。
- (4) 第2項または第3項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 第2項または第3項により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過

するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定は なかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

第6条(利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日(継続するときは最長預入期限)の前日まで の期間について、預入日現在における店頭掲示の預金利率表記載の次の利率を用いて、 1年複利の方法で計算します。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合…1年定期預金の利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合…2年定期預金の利率
- (2) この預金の全部または一部(個別口座)について満期日を指定した場合の第1項の利息(継続を停止した場合の利息を含む)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について次の利率によって計算します。
 - ① 解約の場合…解約日における普通預金の利率
 - ② 書替継続の場合…継続日における普通預金の利率
- (3) 継続された預金の利息についても、前二項と同様の方法によります。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

第7条(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第8条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第4項各号の一にでも該当する(反社会的勢力等)場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第8条 (預金の解約、一部解約)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または一部解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この積立定期預金通帳とともに当金庫へ提出してください。
- (3) 解約する場合は、前項に準じて、個別口座ごとに指定してください。
- (4) 前項の解約手続に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、 当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで支払いを行いません。
- (4) の2 前四項の規定にかかわらず、本規定に定める預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡を確認した以後後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって

生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫 に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者がこの預金の申込時等にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが 判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または 当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他本号AからDに準ずる行為

第9条(届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。
- (2) 前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (4) この通帳を再発行する場合には、当金が定めた庫所定の手数料をいただきます。

第10条 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、または預金者の補助人・保佐人・後見人につき、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面

によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

- (3) すでに預金者が補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第11条 (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって 照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断 される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しと します。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な支払いの額について、次条 により補てんを請求することができます。

第12条(盗難通帳による支払い等)

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な支払い(以下、本条において「当該支払い」 といいます。) については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対し て当該支払いの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求す ることができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが 推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該支払いが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた支払いの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該支払いが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金支払いが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合 には、当金庫は補てんしません。
 - ① 当該支払いが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次の いずれかに該当すること

- A. 当該支払いが預金者の重大な過失により行われたこと
- B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使 用人によって行われたこと
- C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付 随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に支払いを行っている場合には、この支払いを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該支払いを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額 の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な支払いを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得請求権を取得するものとします。

第13条 (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入することはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第14条(保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。この場合、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに直ちに当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する 債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には充当の順序方法を指定し てください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から相殺 されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預 金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金 庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定するこ

とができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の 前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を 適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第15条(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるもの については預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、 次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日と は、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(この預金にあっては、初回満期日)
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと/当該事由が生じた期間の満期日
 - A. 異動事由(当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
 - B. 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意

思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。

第16条(休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の 支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金 者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替 金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、 仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由に満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等 業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた 預金債権を取得する方法によって支払うこと

第17条 (規定の変更等)

- (1) 本規定は民法 5 4 8 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当するため、当金庫は本取引の各条項その他の条件について同 5 4 8 条の 4 の規定により、次の場合に本規定を変更できるものとします。
 - ① お客様の一般の利益に適合する場合
 - ② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、経営状況の変化、変動その他の事情に照らし、本規定の変更が合理的である場合
- (2) 本規定の変更は、変更後の規定の内容および効力発生日をホームページその他適当な方法で周知し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。
- (3) 第1項2号による変更の場合、前項の周知時と効力発生日の間には1か月以上の相当な期間を置くものとします。

以上

2020年4月1日現在